

## 【学校用】いじめ対応セルフチェックシート

校長・教頭またはいじめに対応する組織の長は、以下の項目について、「はい」の場合はチェック「✓」を入れてください。チェックできなかった項目については速やかに実施できるよう校内体制を整えてください。

### <基本認識など>

- 1  全教職員で、いじめは重大な人権侵害であるという認識を共有する機会を年に1回以上持っている。
- 2  いじめとはどのような行動・言動なのか（いじめの定義）を全教職員が理解していることを確認している。
- 3  全教職員が、「いじめはどの子どもにも起こりうる」という認識を持っているか、確認している。
- 4  全教職員で、学校の「いじめ防止基本方針」の内容を確認・見直す機会を年に1回以上持っている。
- 5  全教職員で、「校内いじめ対応マニュアル」にある適切な対処などを理解し、実行できるよう毎年確認する機会を設けている。
- 6  いじめを発見し、また相談を受けた場合、一人で抱え込まず速やかに情報を共有し、組織で対応することを全教職員が理解できているか確認する機会を設けている。

### <未然防止>

- 7  「いじめは決して許されない」ことを日常的に発信し、児童生徒に対して傍観者とならず、いじめをやめさせる行動の重要性について理解させる機会を設けている。
- 8  教職員の言動が、児童生徒を傷つけ、いじめを助長することのないような指導のあり方について共通理解を図る機会を設けている。

いじめに関する以下の取組みについて学校の年間計画に位置づけている。

- 9  全教職員が参加するいじめにかかる研修会
- 10  児童生徒が主体的にいじめについて考える活動
- 11  コミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できる授業づくりや集団づくり
- 12  ネット上でのいじめ等、携帯電話やインターネットとの正しい向き合い方についての取組み

### <早期発見>

- 13  児童生徒の変化等を見逃さないようアンテナを高く保ち、いじめの定義に照らして積極的にいじめを認知することを全教職員が理解しているか確認できている。
- 14  アンケートや個人面談等、児童生徒がいじめを訴えやすいよう、学校として実施方法の配慮や工夫をしている。
- 15  アンケート結果の共有方法や保存方法、結果の検証や組織的な対処について、全教職員が理解しているか確認できている。

### <発生時の対応>

- 16  被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対して、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導することを全教職員が理解しているか確認できている。
- 17  いじめ事案について、学校いじめ対策組織に報告しなければならないことを全教職員が理解しているか確認できている。
- 18  学校いじめ対策組織において、いじめの事実についてアセスメントを行い、対応方針を決定している。

- 19  いじめに係る情報の記録として、聞き取るべき内容、その順番や場所、時間や方法等を通じて事実関係の確認することを全教職員が理解しているか確認できている。
- 20  いじめの対応について、関係機関・専門機関と連携できる学校体制をつくっている。
- 21  全教職員が各種団体や地方公共団体等のいじめに係る相談窓口の知識があり、児童生徒や保護者に紹介することができるか確認できている。
- 22  いじめの解消についての共通理解を図り、解消に至った場合でも、再発防止のため日常的に観察していくことを全教職員が共通理解しているか確認できている。
- 23  全教職員が、被害者側・加害者側とも保護者に対して、いじめの事実や今後の方針等、丁寧に説明、対応することを共通理解しているか確認できている。

#### <重大事態への対応>

- 24  全教職員に、どのような事態が「重大事態」にあたるかを教職員で共通理解をはかる機会を設けている。
- 25  管理職を中心に、いじめ重大事態の認定や調査委員会に関する事項などを理解している。